

電気料金メニュー定義書
【ひむかビジネスプラン】

宮崎瓦斯株式会社

目次

1 実施期日	3
2 定義	3
3 適用条件	3
4 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
5 契約容量	4
6 電気料金	4
7 適用期間	5
8 ひむかビジネスプランの定義書の変更および廃止	5
別表	6
1 燃料費調整	6
2 離島ユニバーサルサービス調整	8

電気料金メニュー定義書【ひむかビジネスプラン】（以下「ひむかビジネスプランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ひむかビジネスプランの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ひむかビジネスプランの定義書は、2025 年 6 月 1 日より実施、適用します。

2 定義

次の言葉は、ひむかビジネスプランの定義書において、それぞれ次の意味で使います。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ひむかビジネスプランの定義書においても同様の意味で使います。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3 適用条件

ひむかビジネスプランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ひむかビジネスプラン」といいます。）は低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

①契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、50キロワット以上であるものについても、送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、当社においても同様の取扱いといたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

契約容量は、当社からの供給に変更する直前に供給を受けている小売電気事業者との間で定めている値といたします。ただし、契約容量を変更する場合その他の場合にあっては、お客さまからの申し出によって、当社より送配電事業者等に申請した内容に基づき、当該送配電事業者が決定した値といたします。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流または設定された契約負荷設備の容量を、必要に応じて確認いたします。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	284.62円
-------------------	---------

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとし、別表2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって計算された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表2（離

島ユニバーサルサービス調整) (1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

1 キロワット時につき	23.97 円
-------------	---------

7 適用期間

- (1) ひむかビジネスプランの適用開始日は、電気需給約款 6 (電気需給契約の申し込み) に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9 (電気の供給開始) (1) に定める供給開始日とし、電気需給約款 31 (他の電気料金メニューへの変更) に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) ひむかビジネスプランの適用期間は、(1) に定める適用開始日から 1 年目の日の属する月の電気の計量日の前日 (以下「満了日」といいます。) までとします。
- (3) 満了日の属する月の前月の 1 日から 15 日までに、電気需給約款 31 (他の電気料金メニューへの変更) にもとづき、ひむかビジネスプランの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその 1 年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3) にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行います。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

8 ひむかビジネスプランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ひむかビジネスプランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4 (本約款等の変更) に準じます。
- (2) 当社は、ひむかビジネスプランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ひむかビジネスプランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4 (本約款等の変更) (2) および (3) に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053 \quad \beta = 0.1861 \quad \gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合燃料費調整単価

$$= (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.136円
------------	--------

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の計算

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000 \quad \beta = 0.0000 \quad \gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ハ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.003 円
-------------	---------